

Green Life

グリーン・ライフ

～快適で安全な暮らしのために～

なかがわ

県営処分場

「エコグリーンとちぎ」に係る
環境保全協定を決定しました。

今号では、環境保全協定の内容とともに
寄せられた御意見及び
県・町の考えをお知らせします。

とちぎは **安全安心**



空気も
水も
食べものも

がんばろう日本! 元氣をとちぎから。

県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定（案）について説明会や縦覧・意見募集を行った結果、190件の御意見をいただきました。ありがとうございました。

この度、皆様から寄せられた御意見を踏まえ加筆修正（P1 から P8 までの下線部分）を行い、環境保全協定を決定しましたのでお知らせします。

また、寄せられた御意見と県及び町の考えを取りまとめましたので、併せて御覧ください。なお、類似の御意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

■那珂川町住民説明会

開催日 平成30（2018）年6月29日（金）

開催場所 那珂川町馬頭総合福祉センター

参加者 115名

■小口地区住民説明会

開催日 平成30（2018）年7月4日（水）

開催場所 小口農村活性化施設

参加者 19名

■和見地区住民説明会

開催日 平成30（2018）年7月5日（木）

開催場所 多目的集会施設和見集会所

参加者 17名

■小砂地区住民説明会

開催日 平成30（2018）年7月6日（金）

開催場所 小砂地区コミュニティセンター

参加者 8名

■縦覧・意見募集期間

平成30（2018）年7月2日（月）から8月1日（水）まで

（土日・祝日を除く）

環境保全協定については、県及び町のホームページのほか、次の場所で御覧いただけます。

■ 栃木県環境森林部廃棄物対策課県営処分場整備室（栃木県庁 12 階）

■ // 県営処分場整備室那珂川分室（那珂川町総合体育館内）

■ 那珂川町生活環境課

■ 栃木県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>〔くらし・環境→廃棄物→県営処分場〕

■ 那珂川町ホームページ

<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>〔各課から探す→生活環境課→関連するページ→県営処分場について〕

県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定

栃木県（以下「県」という。）と那珂川町（以下「町」という。）とは、県が那須郡那珂川町和見及び小口地内に設置する管理型産業廃棄物最終処分場（以下「県営処分場」という。）「エコグリーンとちぎ」の建設及び運営・維持管理並びに同町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去（以下「県営処分場事業」という。）に関し、次のとおり県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県営処分場事業に関して必要な事項を定めることにより、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 県は、廃棄物を適正に処理し、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等を防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）等の環境関連法令を遵守する。

2 町は、県営処分場事業に関し、地域住民への連絡調整、情報提供等に積極的に協力する。

（搬入日及び搬入時間）

第3条 廃棄物の搬入日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日を除く。

(1) 那須郡那珂川町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去が完了する日まで 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から31日までの日

(2) 那須郡那珂川町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去が完了した日の翌日以降 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から31日までの日

2 前項の各日における廃棄物の搬入時間は、原則として、8時30分から16時30分までとする。

（埋立期間）

第4条 廃棄物の埋立てを行う期間（以下「埋立期間」という。）は、埋立開始の日から起算して12年間とする。

2 県は、埋立てを終了するときは、あらかじめその旨を町に報告する。

（受入廃棄物）

第5条 受け入れる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

2 受け入れる廃棄物は、栃木県内で排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む。）を基本とする。

（搬入管理等）

第6条 県は、県営処分場における廃棄物の搬入管理として、搬入審査を行った上で廃棄物を受け入れる。

2 県は、県営処分場における廃棄物の埋立管理として、一定の埋立方法により埋立てを行い、作業記録を作成する。

3 第1項の搬入管理及び前項の埋立管理に関し必要な事項は、別に定める。

（環境保全対策）

第7条 県は、平成27（2015）年5月に策定した環境影響評価書に基づき環境の保全に関する措置を実施する。

2 県は、平成29（2017）年3月に策定した環境保全計画を基本に別表2のとおり環境調査を実施し、その結果を町に報告する。

3 県は、県営処分場周辺の環境美化活動に積極的に協力する。

(安全推進協議会)

第8条 県は、県営処分場の透明性の高い適正な管理・運営を行うため、地域住民、学識経験者、県、町等で構成する安全推進協議会を設置する。

2 町は、県の行う安全推進協議会の運営に積極的に協力する。

3 前2項に定めるもののほか、安全推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第9条 県は、県営処分場事業について、県のホームページ等により積極的に広く情報公開を行う。

2 町は、県が公開した内容等について、町のホームページ等により地域住民に広報する。

(交通安全対策)

第10条 県は、次のとおり交通安全対策を講ずる。

(1) 廃棄物を運搬する者への交通安全指導を徹底すること。

(2) 廃棄物を運搬する車両の通行は、県営処分場周辺の通学等に十分配慮すること。

(3) 廃棄物を運搬する車両が、一定時間に集中しないよう、搬入時間を調整すること。

(4) 廃棄物を運搬する車両の通行経路は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、図1に示すとおりとすること。

(従事企業等への教育)

第11条 県は、県営処分場事業に従事する企業及び関連企業に対し、県営処分場事業が安全かつ適正に実施されるよう教育を行う。

(立入調査等)

第12条 町は、第1条に規定する目的を達成するため、定期的に、県に対し報告を求め、又は事前に県に連絡した上で、町の職員を県営処分場事業の実施場所に立ち入らせることができる。

2 前項に規定するもののほか、町は、必要があると認める場合は、その都度、県に対し報告を求め、又は事前に県に連絡した上で、町の職員を県営処分場事業の実施場所に立ち入らせることができる。

3 県は、前2項に規定する報告及び立入調査に協力する。

(事故等発生時の措置)

第13条 県は、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故等が発生した場合には、直ちに廃棄物の搬入又は不法投棄された廃棄物の撤去を停止し、適切な措置を講ずるとともに、当該事故等の状況を町に報告する。

2 県は、前項に規定する事故等の原因を究明し、再発防止策を講じた上で、対応結果を町に報告する。その後、廃棄物の搬入又は不法投棄された廃棄物の撤去を再開する。

(埋立終了後の管理)

第14条 県は、埋立終了後、県営処分場が廃止されるまでの間、適正に維持管理する。

(苦情処理)

第15条 県及び町は、県営処分場事業に関して苦情を受けたときは、連携して迅速に対応する。

(被害対応)

第16条 県は、県営処分場事業に関して地域住民に被害が生じた場合は、県と町とが平成20(2008)年2月に締結した基本協定により、誠意をもって対応する。

(信義則)

第17条 県及び町は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行する。

(疑義等)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、県と町とが協議して定める。

2 県及び町は、この協定に定める事項を変更しようとする場合は、あらかじめ相手方と協議した上で、変更協定を締結する。

別表1 (第5条関係) 受入廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの(政令第2条第13号廃棄物)

別表2 (第7条関係) 環境調査

1 大気質、水質、土壌、騒音・振動及び悪臭

環境項目	時期	地点	内容	回数	項目	
大気質	工事中	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	粉じん	年2回	降下ばいじん	
	県営処分場 供用後 ～埋立終了	埋立地内及び埋立地周辺 (各5か所)	空間放射線	週1回	空間放射線量率	
	埋立終了後 ～廃止			月1回		
水質	工事中	備中沢及び小口川 (各1か所)	河川水質	年2回 (降雨時)	浮遊物質量	
		備中沢及び小口川 (各1か所)	河川水質	年1回	健康項目(27項目)※1 生活環境項目(5項目)※4 電気伝導率 塩化物イオン ダイオキシン類 <u>放射性物質濃度</u>	
	河川底質		年1回	底質項目(26項目)※7 ダイオキシン類		
	県営処分場 供用後 ～廃止	地下水モニタリング井戸	地下水集水ピット (1か所)	地下水水質	常時	水素イオン濃度 電気伝導率
					月1回	塩化物イオン <u>放射性物質濃度</u>
					年4回	健康項目(28項目)※2 ダイオキシン類
		地下水観測井戸 (4か所)	地下水水質 及び 地下水位	月1回	水素イオン濃度 電気伝導率 塩化物イオン <u>放射性物質濃度</u>	
				年4回	健康項目(28項目)※2 ダイオキシン類 地下水位	
				年1回	健康項目(28項目)※2 ダイオキシン類 地下水位	
	浸出水及び処理水	浸出水処理施設入口及び 浸出水処理施設出口 (各1か所)	浸出水及び 処理水水質	常時	水素イオン濃度 電気伝導率	
週1回				塩化物イオン		
月1回				生活環境項目(4項目)※5 <u>放射性物質濃度</u>		
年2回				生活環境項目(8項目)※6 健康項目(29項目)※3 ダイオキシン類		
土壌	県営処分場 供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	土壌	年1回	土壌環境基準項目(26項目)※8 ダイオキシン類	

環境項目	時期	地点	内容	回数	項目
騒音・振動	工事中 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	環境騒音 環境振動	年1回	環境騒音レベル 環境振動レベル
		特別養護老人ホーム前の道路沿道	道路交通騒音 道路交通振動	年1回	道路交通騒音レベル 道路交通振動レベル
悪臭	県営処分場 供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	悪臭	年1回	臭気指数

- ・※項目の詳細は、水質別表及び土壌別表に示す。
- ・供用前と供用後の比較が必要な項目については、供用前に1回測定を実施する。

2 植物及び動物

環境項目	時期	範囲	対象	回数	内容
植物 (生態系を含む。)	工事実施前	変更区域内	植物	—	移植のための貴重種の生育状況
	工事中	変更区域内	植物	—	貴重種が確認された場合、変更区域外に移植
		里山保全エリア	植物	年1回	貴重種を中心とした植物相
	移植後	移植地点	植物	移植後3年間、 年1回	移植対象種の生育状況及び生育環境
	県営処分場 供用後 ～埋立終了	里山保全エリア	植物	調査実施年※毎 に年1回	貴重種を中心とした植物相
動物 (生態系を含む。)	工事実施前	変更区域内の水辺 (備中沢の支川、 ため池)	魚類、 昆虫類等	—	移植のための貴重種の生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	2～8月に 月1～2回	生息及び繁殖状況
	工事中	変更区域内の水辺 (備中沢の支川)	魚類、 昆虫類等	—	貴重種が確認された場合、変更区域外に移植
		里山保全エリア	指標動物	年1回	生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	2～8月に 月1～2回	生息及び繁殖状況
		工食用道路	哺乳類、 鳥類	毎日	ロードキルの状況
	移植後	移植地点	魚類、 昆虫類等	移植後3年間、 年1回	移植対象種の生息状況

環境項目	時期	範囲	対象	回数	内容
動物 (生態系を含む。)	県営処分場 供用後 ～埋立終了	備中沢 (移殖地点の上下流)	魚類、 昆虫類等	調査実施年※ 毎に年1回	移殖した貴重種を中心とした生息状況
		新たに整備する水辺	鳥類、 魚類、 昆虫類等	調査実施年※ 毎に年1回	移殖した貴重種を含む生息状況
		里山保全エリア	指標動物	調査実施年※ 毎に年1回	生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	供用後3年 間、2～8月 に月1～2回	生息及び繁殖状況
		場内道路	哺乳類、 鳥類	毎日	ロードキルの状況

※調査実施年：県営処分場供用後1年、3年、6年、以降3年ごと

水質別表

(1) 健康項目 ※1～3

項目	河川水質健康項目 (27項目) ※1	地下水水質健康項目 (28項目) ※2	浸出水及び処理水 健康項目(29項目) ※3
カドミウム	○	○	○
全シアン	○	○	○
鉛	○	○	○
六価クロム	○	○	○
砒素	○	○	○
総水銀	○	○	○
アルキル水銀	○	○	○
PCB	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○		○
1,2-ジクロロエチレン		○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○
チウラム	○	○	○
シマジン	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○
ベンゼン	○	○	○
セレン	○	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
ふっ素	○	○	○
ほう素	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		○	○

(2) 生活環境項目 ※4～6

項目	河川水 生活環境項目 (5項目)※4	浸出水及び処理水 生活環境項目	
		(4項目) ※5	(8項目) ※6
水素イオン濃度	○		
生物化学的酸素要求量	○	○	
浮遊物質	○	○	
溶存酸素量	○	○	
大腸菌群数	○	○	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			○
フェノール類			○
銅含有量			○
亜鉛含有量			○
溶解性鉄含有量			○
溶解性マンガン含有量			○
クロム含有量			○
窒素含有量			○

(3) 底質項目(26項目)※7

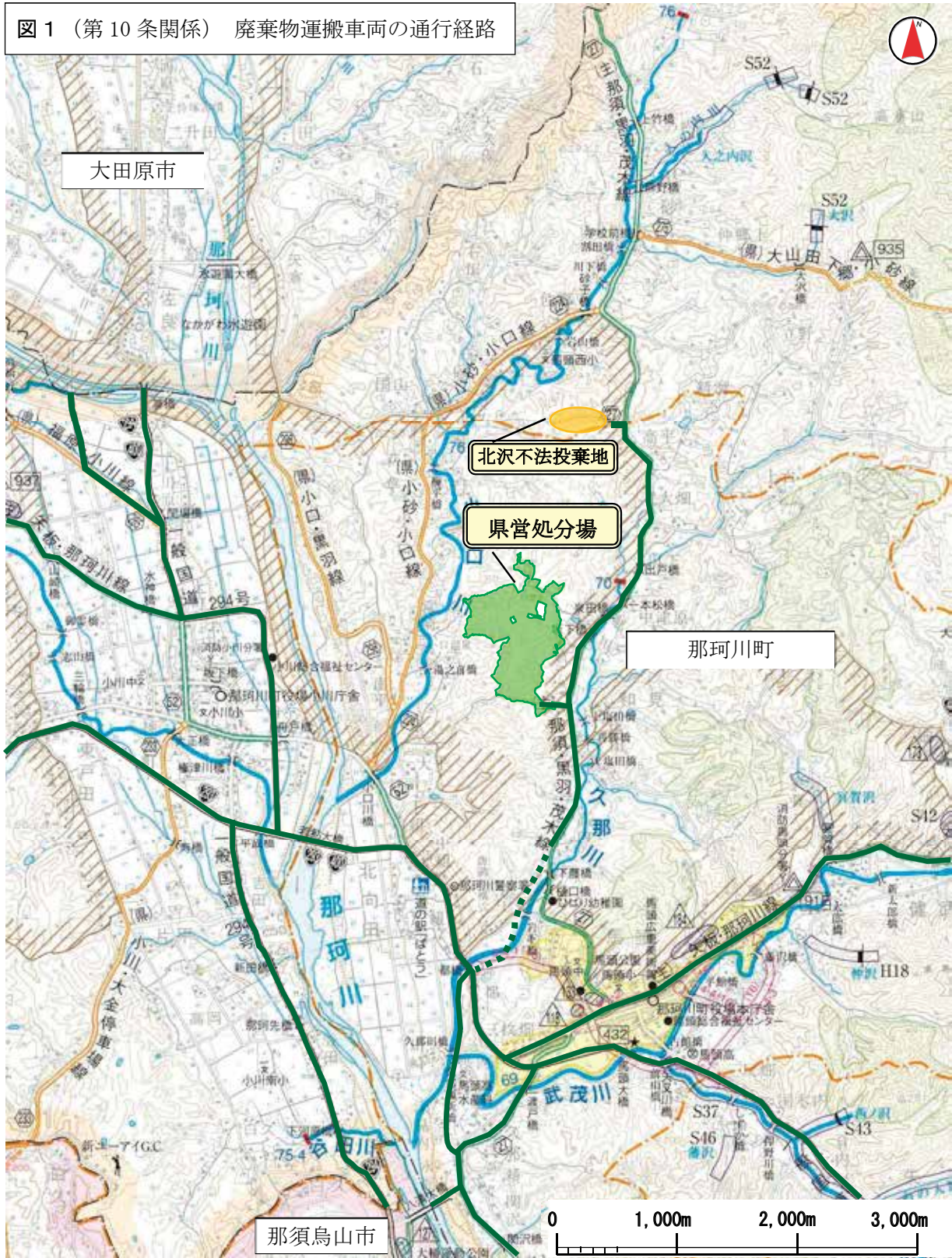
項目		
泥温	カドミウム	砒素
色度	鉛	シアン化合物
臭気	銅	PCB
外観	亜鉛	ヘキサクロロシクロヘキサン
水素イオン濃度	鉄	硫化物
乾燥減量	マンガン	全窒素
強熱減量	総クロム	全リン
総水銀	酸溶出クロム	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
アルキル水銀	六価クロム	

土壌別表

土壌環境基準項目(26項目)※8

項目		
カドミウム	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン
全シアン	四塩化炭素	チウラム
有機燐	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ほう素
PCB	テトラクロロエチレン	

図1 (第10条関係) 廃棄物運搬車両の通行経路



- 廃棄物運搬車両の通行経路
- - - - 廃棄物運搬車両の通行経路 (整備中)

搬入管理及び埋立管理に関する定め

平成30(2018)年 月 日

県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定(平成30(2018)年 月 日締結)第6条第3項に規定する搬入管理及び埋立管理は、次のとおりとする。

1 搬入管理

(1) 廃棄物の搬入基準

- ア 水や他の廃棄物と反応して引火、発火又は発熱するおそれのあるものでないこと。
- イ 火気を帯びていないこと。
- ウ 放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム(以下「管理基準」という。)以下であること。
- エ 上記のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1項第3号の規定に適合すること。

(2) 搬入審査

ア 事前審査

廃棄物の受入れに当たっては、排出事業者には性状や排出工程等を確認するとともに、当該廃棄物のサンプルを入手する。また、廃棄物の種類に応じ溶出試験結果等を確認し、搬入基準に適合している廃棄物のみ受入れを行う。

イ 受付審査

廃棄物の受付を行う際には、書類審査、計量、目視検査を行う。

また、搬入車両ごとに放射能濃度が管理基準以下であることを確認する。

ウ 展開検査

埋立地内の荷下ろし地点において、不適物や契約外廃棄物の混入がないことを目視により確認する。

また、必要に応じ抜取検査を行い、搬入基準に適合していることを確認する。

エ 是正措置

アからウまでの検査において適合しなかった廃棄物は、受入れを拒否し、排出事業者にその旨を通告する。その場合は、排出事業者が是正措置を講じ、改善が確認できるまでは受入れを行わない。

(3) 結果記録

搬入審査の実施結果について、次の項目を記録する。

- ア 廃棄物の種類
- イ 廃棄物量
- ウ 放射能濃度

2 埋立管理

埋立てを行う廃棄物は、次のとおり管理する。

(1) 埋立方法

埋立地における廃棄物の埋立ては、次の方法により行う。

- ア 埋立地をブロックに分け、ブロック毎に廃棄物を埋め立てる。
- イ 廃棄物は、原則として混合し、均一化を図る。
- ウ 混合した廃棄物を所定のブロックに運び、転圧作業を行う。
- エ 埋め立てた廃棄物の安定化を図るための散水は、ブロック毎に行う。
- オ 最終覆土は、給水設備・キャッピング設備を設置した後に、厚さ100cmの土砂で行う。
- カ 埋立容量確認のための測量は、6ヶ月に1回実施する。

(2) 作業記録

埋立作業の実施にあたっては、次の項目を記録する。

- ア 廃棄物の種類
- イ 廃棄物量
- ウ 埋立場所

3 その他

本書に定める内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町と協議した上で、変更協定を締結する。

環境保全協定（案）に関する意見

① 搬入日及び搬入時間について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	土曜日の廃棄物の受入れは、北沢地区の不法投棄物に限定すべきではないか。	土曜日の搬入は、通常の体制の中で北沢地区の不法投棄物を 2 年間で早期に撤去するための対応ですので、御理解ください。
2	廃棄物の搬入時間を 9 時以降に変更できないか。	搬入時間は、近隣の学校の始業時間を考慮し、8 時 30 分からとしたところです。また、町と十分協議し、馬頭小学校・馬頭中学校のある市街地や、ひばり認定こども園前を通らないよう、国道 293 号の都橋から県道那須黒羽茂木線のさがりふし橋付近までを新たに付け替え整備することとしており、ひばり認定こども園の送迎に影響がないよう、対処していきます。

② 埋立期間について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	埋立期間を延長する場合は、地域住民を置き去りにしないでほしい。	<p>受入可能な廃棄物量（45.9 万 m³）と県内で排出される産業廃棄物量から、埋立期間を 12 年間としたところであり、事業者からも、十分な量の産業廃棄物を確保できるとの提案がなされていることから、12 年間で埋立終了となると考えています。万が一、災害廃棄物の受入れ等予期せぬ事態が生じて、埋立期間を変更する必要がある場合には、住民の皆様への説明方法等を含め、あらかじめ町と協議します。（県）</p> <p>埋立期間については 12 年間で終了させていただきたい考えではありますが、想定外の事態も考えられます。万が一変更の協議があった場合は、慎重に対応したいと考えます。（町）</p> <p>県営処分場の埋立期間は 12 年、埋立終了後の管理期間は廃棄物が安定化するまでの期間として 10 年の合わせて 22 年間管理する計画です。</p> <p>北沢地区の不法投棄物を撤去するためには、不法投棄現場の汚染拡散防止対策、前処理、運搬等が必要です。これらに要する経費のほか、処分場の建設費、維持管理費が確保できる処分場の規模、及び一定期間の県内で排出される産業廃棄物の受入れを考慮した結果、約 60 万 m³の施設としたところです。</p> <p>また、県は、誠実にこの協定を履行します。</p>
2	12 年間で埋立終了してほしい。埋立期間の延長は行わない旨を追記してほしい。（2件）	
3	埋立期間が 12 年を超えた場合の対応はどうなるか。	
4	ごみの減量化に取り組んでいるのであれば、施設の規模を縮小し、埋立期間も短縮すべきである。	
5	町は、埋立期間の延長を認めないよう県と交渉してこなかったのか。	
6	埋立期間は 12 年、埋立終了後の管理期間は 10 年ではなかったか。	
7	処分場の埋立容量を北沢地区の不法投棄物の 5 万トンのみとする計画に変更し、その場合の埋立期限と県の責任を明記すること。	

③ 受入廃棄物について

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	4,000ベクレル毎キログラムの放射能濃度を想定している具体的な受入廃棄物は何か。(2件)	<p>県営処分場では、福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。また、受け入れる廃棄物は、産業活動によって発生した燃え殻や汚泥、廃プラスチック類等の県内で排出される産業廃棄物(中間処理施設から排出されるものを含む。)であり、指定廃棄物※1、特定産業廃棄物※2、除染土及び除染廃棄物※3を受け入れることはありません。</p> <p>※1 原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、一定濃度(8,000ベクレル毎キログラム)を超えて含まれるもので、環境大臣が指定したもの</p> <p>※2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置により生じた廃棄物や、一定地域内の施設から発生した廃棄物等</p> <p>※3 除染作業に伴い発生した土壌や廃棄物</p>
2	除染後の放射能ごみの受入れは、断固反対する。	
3	原発事故由来の放射性ゴミ(8,000ベクレル毎キログラム以下のゴミ)は、持ち込まないでほしい。発生源の東京電力と国が責任を持って処分すべきだ。4,000ベクレルに基準を下げたとしているが、原発事故由来放射性ゴミの大半が含まれてしまう。	
4	北沢地区の不法投棄物を除き、原発事故由来の放射能に汚染された廃棄物の搬入に反対する。	
5	放射性物質に汚染された廃棄物は、指定廃棄物であろうとなかろうと、東京電力と国の責任で処理すべきものである。	
6	除染された放射性廃棄物を一切搬入しない最終処分場にしてほしい。	
7	県営処分場と放射能ゴミ搬入に反対である。	
8	放射能に汚染された廃棄物の受入れについて、那珂川町民にその是非を問うてないばかりか、条文の全てにわたり住民保護の視点が欠けている。	

No.	意見の要旨	県（町）の考え
9	除染土等の搬入は、明確に禁止すべきである。	県営処分場で受け入れる廃棄物は、別表1に明記しており、廃棄物ではない除染土を受け入れることはありません。
10	覆土として除染土の受入れ・使用はしない旨を協定に明記すること。	また、覆土は、公共工事で発生する残土を使用する予定であり、除染土を利用する考えはありません。
11	受入廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法上の特定産業廃棄物に該当しないのか。	特定産業廃棄物は、福島第一原発事故由来の放射性物質によって汚染され、又はそのおそれがあるものとして、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置により生じた廃棄物や、一定地域内の施設から発生した廃棄物等とされています。県営処分場では、特定産業廃棄物を受け入れることはありません。
12	別表1に放射能濃度を記載すべきである。	別表1は、受入廃棄物の種類を示しています。放射能濃度は、搬入管理の廃棄物の搬入基準として扱いますので、「搬入管理及び埋立管理に関する定め」に規定したところです。
13	指定廃棄物が4,000ベクレルより下がったら受け入れるのか。基準を更に厳しくして必ず入らないようにしてほしい。	指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法により国が処理を行うことになっています。時間の経過により、放射能濃度が減衰し、8,000ベクレル毎キログラム以下になることは考えられますが、指定廃棄物は国が責任を持って処理すべきと考えていますので、県営処分場で受け入れることはありません。
14	受入廃棄物は、県内で排出される産業廃棄物を基本とするとあるが、条文に「基本とする」とあると他の物を受け入れる可能性があるため、「基本とする」の文言は削除すべきである。また、廃棄物処理法にも適合しない。	受け入れる廃棄物は、県内で排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む。）になりますが、これまで管理型最終処分を全て県外に依存してきたことから、災害の発生などの緊急時に災害廃棄物等の処理について応援要請があれば、受入れも想定されるため「基本」としています。
15	受入廃棄物を持ち込む地域の範囲は、どこまでか。	なお、災害廃棄物を受け入れる場合には、町と協議するとともに廃棄物処理法の手続を行います。
16	受入廃棄物は、県内産業廃棄物のみで、一般廃棄物は受け入れないか。	南那須地区広域行政事務組合からは、平成17（2005）年1月に、一般廃棄物（焼却灰等）の処分について要望を受けていますので、その取扱いについて、今後、町の意向等も踏まえ検討したいと考えています。それ以外の通常の一般廃棄物については、受入れはしませんが、災害の発生などの緊急時に災害廃棄物等の処理について応援要請があれば、町と協議することとしています。

④ 搬入管理等について

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム以下で受け入れすることになった経緯と、4,000ベクレル以下を安全とする科学的根拠は何か。(5件)	100ベクレル毎キログラムは、原子炉等規制法に基づく廃棄物を安全に再利用できる基準であり、放射性物質として管理が必要ないものとされています。
2	放射能濃度が100ベクレル毎キログラム以上の廃棄物は、原発事故以前は「低レベル放射性廃棄物」として厳重に管理されていたため、廃棄物の搬入基準は、放射能濃度を「100ベクレル毎キログラム以下」と変更してほしい。(3件)	一方で、8,000ベクレル毎キログラムは、放射性物質汚染対処特措法に基づき原子力発電所の事故に伴って環境に放出された放射性セシウムに汚染された廃棄物について、一般的な処理方法(分別、焼却、埋立処分等)を想定し、安全に処理することができる基準※1です。この基準は、廃棄物処理の過程で、放射線の影響を最も受ける埋立処分を行う作業者を想定して設定されています。この埋立作業者の年間での追加被曝線量※2をシミュレーションした結果、
3	受入廃棄物の搬入基準として放射能濃度4,000ベクレル毎キログラム以下と示されたが、放射性物質を含む廃棄物の搬入には反対である。(3件)	通常の方法でも原子力安全委員会(現:原子力規制委員会)が示した「年間1ミリベルト」を下回り、安全に処理できると確認されています。
4	廃棄物の搬入基準として、放射能濃度4,000ベクレル毎キログラム以下が妥当なのか。更に厳しい基準にすべきである。(2件)	「年間1ミリベルト」とは、放射線防護に関する安全を確保するために採用された国際基準です。その基準は、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告する、一般の人々の健康を守るための基準である公衆被曝の線量限度です。
5	世界的に放射能濃度が100ベクレル毎キログラム以上は危険とされているので、放射能の入っているごみは処分場に入れないこと。(2件)	県営処分場では、福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。
6	国の基準である廃棄物の放射能濃度8,000ベクレル以下が安全であるという科学的根拠はあるか。	県営処分場の基準は、廃棄物を安全に処理できる国の基準の半分の4,000ベクレル毎キログラム以下としており、また、被覆型の処分場であることから、更なる遮蔽効果を見込むことができます。
7	廃棄物の放射能濃度に関する国の基準が、原発事故後に100ベクレル毎キログラムから8,000ベクレル毎キログラムに変更された理由が分からないので、不安である。	受け入れる廃棄物は、産業活動によって発生した燃え殻や汚泥、廃プラスチック類等の県内で排出される産業廃棄物(中間処理施設から排出されるものを含む。)であり、指定廃棄物、特定産業廃棄物、除染土及び除染廃棄物を受け入れることはありません。
8	子どもの放射線への感受性は高いため、近隣の認定こども園で過ごす「子」への影響や、安全・安心を望めません。科学的根拠がなく、安全が保障されないものを持ち込まないでください。	※1 指定基準を8,000ベクレル毎キログラムとすることについては、環境大臣から放射線審議会にも諮問を行い、「妥当である」旨の答申を得ています。
9	県は、基本的に放射性物質に汚染された廃棄物は受け入れないと考えているのだから、基本を貫くべきである。	※2 作業者は、1日8時間、年間250日の労働
10	自然界にも放射能はあることを理由とするならば、受入廃棄物の放射能濃度の基準は、原発事故以前の水準であるべき。	

No.	意見の要旨	県(町)の考え
		時間のうちの50% (合計 1,000 時間/年) の時間を廃棄物のそばで作業すると仮定
11	セシウム 134 とセシウム 137 は、福島第一原発事故で発生したものであり、自然界にも存在するとの説明は誤りである。	県営処分場では、福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、
12	セシウムについて、自然界からもあると、原子力発電所の事故からもあると、自然界から発生した放射性セシウムとは何か。	4,000 ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。 なお、住民説明会では、一般的に放射性物質は自然界にも存在することに加えて、福島第一原発事故
13	セシウム 137 等は、原発で人間が作り出した物質で、自然界には存在しない。放射能は自然界にも存在し問題ない、と言われる科学的根拠を示してほしい。	によって広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する状況を説明したところです。
14	高濃度放射性廃棄物を荷の中心部にアンコ状に積み込んだ状態で搬入された場合、受付審査において正しい放射能濃度を測定できないのではないかと。展開検査等によって受入基準値以上の廃棄物を持ち込まれない方策が必要である。違反した事業者の受入停止、解約等の規定も設けるべきである。(2件)	受付審査において放射能濃度の測定をした後、被覆施設内の埋立地において、展開検査を行います。具体的には、不適物や契約外廃棄物の混入がないことを目視により確認します。また、意図的に不均一な状態のものなど疑わしい廃棄物が確認された場合は、放射能の測定を行います。 なお、検査において適合しなかった廃棄物は、受入れを拒否し、排出事業者が是正措置を講じ、改善が確認できるまでは受入れを行いません。
15	展開検査は、どこでどのように実施するのか。	
16	展開検査では、放射能の測定を行うのか。	
17	放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れるのだから、放射性物質汚染対処特措法による特別処理基準や特別維持管理基準を適用すべきである。(2件)	県営処分場では特定産業廃棄物を受け入れないことから、放射性物質汚染対処特措法による特定産業廃棄物処理基準及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準は適用されません。
18	日本一安全な処分場の基準は、どういったものか。県は、日本一安全な処分場をつくると言っているが、受入廃棄物の放射能濃度をとっても安全と言えない。放射能濃度を最大限減らす方向としてほしい。	県営処分場の建設予定地内には活断層や不安定な地形、軟弱な地盤は存在しないことを確認済みであり、整備にあたっては、施設・設備(ハード)面において、埋立地に被覆施設を設け、浸出水の処理水を放流しない循環利用方式としていること、自己修復性シートやベントナイト砕石等を使用する遮水システムとすること等、国の基準を上回る構造としています。 また、管理運営(ソフト)面においても、放射能濃度の測定及び住民監視システムの導入等、幾重にも安全対策を講じることとしております。 さらに、県営処分場で受け入れる廃棄物の放射能

No.	意見の要旨	県（町）の考え
		濃度についても、国の基準の8,000ベクレル毎キログラム以下であれば安全に処分することが可能ですが、更なる安全性を考慮し、その半分としたところであり、また、被覆型の処分場であることから、他の処分場と比較して更なる遮蔽効果を見込むことができるなど、県営処分場は、公共関与の処分場において最高水準のシステムを備えた施設です。
19	町議会は、放射能に汚染された廃棄物を受け入れないと決議しているが、どう考えるか。	町議会での議決は、真摯に受け止めています。放射性物質に汚染された廃棄物の搬入については、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。
20	受入基準の4,000ベクレル毎キログラム以下を認めることは、町議会の反対決議を無視しているが、どのようなところを考慮したのか。	
21	町が、4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れるとしているが、町及び町民にとってメリットはあるのか。	県営処分場では、福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。（県） 町の利益等を考え廃棄物の受入れは決めることではないと考えます。県内の廃棄物の排出実態を考慮し受入れを決めています。（町）
22	大量の放射性物質が埋められないように、濃度規制ではなく総量規制とすべきではないか。	廃棄物の受入れについては、国の基準と同様、放射能濃度による管理が適切であると考えています。
23	廃棄物の埋立方法としてブロック毎の埋立ての後には、どのような処理が行われるのか。	廃棄物の適正な管理を図るため、ブロック毎に廃棄物の埋立てを行い、その後、転圧や散水等の処理を行います。
24	追加被曝線量年間1ミリベクレル以下が安全であるという科学的根拠はあるか。	「年間1ミリベクレル」とは、安全を確保するために採用された国際基準です。その基準は、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告する、一般の人々の健康を守るための基準である公衆被曝の線量限度です。
25	搬入管理だけでなく他の作業についても、SOP（標準作業手順書）を作成し、それを遵守した毎日の作業の実施と記録の作成、保管をする必要がある。	要求水準書や事業契約書に基づき、供用開始までに、業務毎の作業手順等をまとめた運営・維持管理マニュアルを作成します。 このマニュアルを作成する中で、データの保存、情報公開のあり方等について検討を行います。
26	町は、若い人たちに安心して子育てしてもらいたいのなら、町は放射能ごみの搬入に断固反対すべきである。	正しい情報を発信していくことで風評被害の未然防止に努めていきます。また、環境のまちづくりを推進することにより町のイメージアップを図っていきたいと考えます。（町）

No.	意見の要旨	県（町）の考え
27	町民の多数が放射能ごみの搬入に反対なら、町長は反対を示すべきであり、町民の多数が賛成だと理解しているなら、その根拠を示すべきである。	町民の多数が反対という客観的なデータは把握していませんが、これまで住民説明会等により概ね御理解をいただいているものと考えます。 今後も、多くの住民の皆様の御理解と御協力を得られるよう努めていきます。（町）
28	放射能測定装置は、トラックの廃棄物全体の平均値を計測するシステムか、それとも廃棄物全体の最大値を計測するシステムか。（2件）	放射能測定装置は、放射線検出器と台費で構成される、トラック1台ごとの放射能濃度を測定できる装置です。正確な測定を行うため、事前にトラック毎に必要なデータを事前登録して運用します。 測定原理は、運搬してきた廃棄物から発生するガンマ線をシンチレーターにより測定し、廃棄物全体の放射線が出すエネルギーを算出します。そのエネルギーをセシウム137とした場合の放射線の発生能力（ベクレル）に換算し、運搬してきた廃棄物の放射能濃度とするものです。

⑤ 環境保全対策について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	放射能の測定は、環境調査の測定項目に入れるのか。ひばり認定こども園の庭も測定すると良いのではないか。	県営処分場は産業廃棄物の最終処分場であり、環境調査は、環境影響評価書に基づいて実施する項目等を設定していましたが、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり見直しを行いました。
2	環境調査の項目に、浸出水及び処理水の放射能濃度として次の内容を追記してほしい。 ・対象：浸出水及び処理水 ・測定項目：セシウム134及びセシウム137 ・時期：処分場供用後～廃止 ・回数：週1回又は月1回 ・情報公開：WEBによる測定値の公開と過去データの閲覧	また、測定したデータは、ホームページ等により情報を公開します。 ・処分場供用後から廃止まで、浸出水及び処理水の放射性物質濃度測定（セシウム134、セシウム137）を月1回実施します。 ・処分場供用後から廃止まで、河川水（備中沢及び小口川）の放射性物質濃度測定（セシウム134、セシウム137）を年1回実施します。
3	環境調査の項目に、備中沢及び小口川の放射能濃度として次の内容を追記してほしい。 ・対象：河川水 ・測定項目：セシウム134及びセシウム137 ・時期：処分場供用後～廃止 ・回数：年1回 ・情報公開：WEBによる測定値の公開と過去データの閲覧	・処分場供用後から廃止まで、地下水（地下水集水ピット及び地下水観測井戸）の放射性物質濃度測定（セシウム134、セシウム137）を月1回実施します。 ・処分場供用後から埋立終了まで、埋立地内及び埋立地周辺の空間放射線量率の測定を週1回、埋立終了から廃止まで月1回実施します。これにより、ひばり認定こども園周辺も補完できると考えます。

No.	意見の要旨	県（町）の考え
4	<p>環境調査の項目に、地下水モニタリング井戸の放射能濃度として次の内容を追記してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象：地下水 • 測定項目：セシウム 134 及びセシウム 137 • 時期：処分場供用後～廃止 • 回数：月 1 回 • 情報公開：WEB による測定値の公開と過去データの閲覧 	<p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 備中沢下流域の水田土壌については、地下水及び河川水からの引込みであることから、地下水及び河川水の放射性物質濃度測定で補完します。
5	<p>環境調査の項目に、備中沢下流域の水田の放射能濃度として次の内容を追記してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象：水田土壌 • 測定項目：セシウム 134 及びセシウム 137 • 時期：処分場供用後～廃止 • 回数：年 1 回 • 情報公開：WEB による測定値の公開と過去データの閲覧 	
6	<p>環境調査の項目に、埋立地表面と管理棟の放射能空間線量として次の内容を追記してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象：埋立地表面、管理棟 • 測定項目：空間線量 • 時期：処分場供用後～廃止 • 回数：常時 • 情報公開：WEB による測定値の公開と過去データの閲覧 	
7	<p>埋立開始から埋立終了・廃止までの間、水質、土壌及び大気質について、放射能に関する測定項目を追加すべきである。特に浸出水、処理水及び河川水は、未来永劫、放射能を測定すべきである。</p>	
8	<p>環境調査として、浸出水及び処理水、周辺河川並びに監視井戸水の事故由来放射性物質の濃度を埋立て開始前及び月 1 回以上測定し、埋立地敷地境界の放射線量を 7 日に 1 回以上（埋立終了後は月 1 回以上）測定することを追記すること。</p>	
9	<p>稼働中は、備中沢及び小口川の放射能濃度を測定しないのか。</p>	
10	<p>環境調査をもう少し頻繁に行ってもらうことが重要である。</p>	

No.	意見の要旨	県（町）の考え
11	敷地周辺の空間放射線量の測定は、どこでどのように行うのか。測定に関するマニュアルがあるべき。	埋立地内及び埋立地周辺で空間放射線量率を測定することで見直しを行いました。測定の手順については、運営・維持管理マニュアルに記載します。
12	廃棄物が運搬中や埋立地から飛散することはないか。	廃棄物運搬時は、運搬車両の運転手に対し、荷台をシートで覆うなど、運搬する廃棄物の状態に合わせ適切な方法で運搬し、廃棄物が飛散しないよう指導を徹底します。
13	埋立処分場及び搬入路沿道の大気中粉じん量及び放射性微粒子を計測するなど、セシウムボール等の放射性物質を吸着した微粒子の吸入による内部被曝 ^{はくばく} に対しても配慮する必要がある。	埋立地は、屋根、壁で覆われているため、廃棄物が飛散することはありません。
14	覆土の放射能濃度の測定と測定結果の公表をしてほしい。	覆土は、公共工事で発生した残土を使用するため、放射能濃度の測定は行いませんが、いただいた御意見を踏まえ、覆土置場周辺において定期的に空間放射線量率を測定し、公表します。
15	浸出水処理施設で放射性セシウムなど他の核種を含め放射性物質の除去は全て可能か。 除去された放射性物質の廃棄時期及び廃棄場所は。（3件）	浸出水処理施設において、放射性セシウム等を除去することは可能です。 除去した放射性物質を含む廃棄物は、放射能濃度が管理基準の4,000ベクレル毎キログラム以下であれば、随時、県営処分場において埋立処分し、4,000ベクレル毎キログラムを超えた場合は、外部で処分します。
16	浸出水処理水における放射性物質の計画目標水質は、いくつか。（2件）	浸出水処理施設において除去することは可能ですので、計画目標水質を設定する必要はありません。

⑥ 交通安全対策について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	小川地区からの新たな搬入道路の計画はあるか。	<p>廃棄物運搬車両の通行経路は、図1のとおりであり、交通安全指導の中で、定められた経路を通行するよう指導を徹底します。</p> <p>なお、新たな搬入ルート^{ルートの}の計画はありません。</p>
2	搬入路の限定を明記すべきである。	
3	廃棄物を運搬する車両の通行経路は、どのように事業者 ^{事業者} に示すのか。また、どのように事業者を監視する ^{監視する} のか。	
4	廃棄物を運搬する車両の1時間当たりの通行台数を明示すべきである。また、廃棄物を運搬する車両が朝に渋滞しないような方策をお願いしたい。	廃棄物運搬車両が一定時間に集中しないための調整や決められた搬入経路の通行、また、搬入時間を厳守するなど、適正な管理を行います。
5	廃棄物を運搬する車両が搬入時間前に到着することはないか。	

No.	意見の要旨	県（町）の考え
6	廃棄物を搬入する車両の通行台数はどのくらいか。（2件）	廃棄物運搬車両は、北沢地区の不法投棄物の処理期間は、1日当たり約40台、処理が終われば約25台と想定しています。
7	子どもたちがひばり認定こども園の庭で遊んでいる時は、なるべくトラックが通るのを避けてほしい。	町と十分協議し、馬頭小学校・馬頭中学校のある市街地や、ひばり認定こども園前を通らないよう、国道293号の都橋から県道那須黒羽茂木線のさがりふじ橋付近までを新たに付け替え整備することとしたところです。さらに、安全対策を含め、運転者教育等のマニュアルを整備し、運転手への教育を徹底することで、安全性を確保します。
8	廃棄物の搬入時間がひばり認定こども園の登園と重なるが、安全性に問題はないか。	北沢地区の不法投棄物の撤去に関し、万が一そのような事態が発生した場合には、県が排出事業者として収集運搬業者とともに責任をもって対応します。
9	廃棄物を搬入する車両の交通事故等により、搬入物が散乱した場合の対応策、二次被害に対する責任の所在を明記すべきである。	県営処分場に搬入される廃棄物の搬入車両の場合には、収集運搬業者及び排出事業者が対応することになりますが、県は収集運搬業者等に適切かつ迅速に対応するよう指導を行います。
10	ひばり認定こども園の前の県道は、途中から歩道がないため、歩道の確保をお願いしたい。	現在整備中の県道那須黒羽茂木線は、国道293号の都橋交差点以北は一連で歩道を整備する計画です。
11	国道293号沿いの「道の駅ばとう」から那珂川警察署までの道路は、緩やかなカーブが続き、その間には医療機関や店舗が点在し、右折・左折等により国道に合流するのに現在でも事故防止に細心の注意を要する。交通事故抑止と犯罪防止のため、「道の駅ばとう」付近への自動車ナンバー自動読取装置（Nシステム）設置を要望します。	道の駅ばとうから那珂川警察署間の道路は、現在でも事故防止に細心の注意を要する区間であるとの御意見も踏まえ、運転者教育等のマニュアルに反映し、運転手への教育を徹底することで、交通安全対策に努めていきます。
12	ひばり認定こども園付近には、通行注意等の看板があるといい。	工事中や運営期間中の県営処分場関係車両については、交通安全対策の指導を徹底し施設周辺の安全性を確保するよう、県に対して要望していきたいと考えています。（町）
13	ひばり認定こども園への行き帰りの安全確保のため、工事関係者、運搬業者には、園があること及び子どもを乗せた車が多く通行することを十分に周知し、安全面には最大限配慮してほしい。	工事中は、工事業者に対し交通安全対策の指導を徹底するとともに、運営期間中は、安全対策を含め、運転者教育等のマニュアルを整備し、廃棄物運搬車両の運転手への教育を徹底することで、安全性を確保していきます。

⑦ 企業等への教育について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	県に従事企業を教育する処分場運営に関するノウハウがあるのか。実効性のある方策を考えるべきである。	県は、要求水準書、入札提案書、事業契約書等に従って処分場の整備・運営がされているかモニタリングを行うとともに、県営処分場事業に従事する企業等に対し、守るべきルール（交通安全対策や環境保全措置等）について教育を実施し、責任を持って指導監督を行います。

⑧ 埋立終了後の管理について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	処分場廃止時の浸出水の水質基準について、環境基準がある項目は環境基準以下に、放射性物質は検出限界以下にしてほしい。	埋立終了後、概ね10年間で廃止する計画ですが、その際は国の廃止基準により対応することで考えています。国の基準では、埋立地からの浸出水が2年間以上継続して排水基準等に適合する必要があります。
2	処分場廃止後の浸出水は、備中沢に影響を与えないのか。 処分場廃止時の浸出水の水質基準について、環境基準以下に見直してほしい。	この排水基準は、環境への影響を防止できる基準として廃棄物処理法関連省令で規定されています。また、廃止時には、雨水が埋立地に流入し浸出水が発生することのないよう、シートによる覆いを施します。
3	処分場廃止時の浸出水の水質が環境基準値以下になるまで、水処理装置を動かして浸出水の浄化を続けてほしい。	
4	処分場廃止後の浸出水の放流はあるのか。 また、その場合の住民への説明はあるのか。（2件）	処分場を廃止する場合には、浸出水が2年以上排水基準等に適合するなど、廃棄物が安定した状態になったことを確認する必要があります。廃止時には、雨水が埋立地に流入し浸出水が発生することのないよう、シートによる覆いを施しますが、万が一、雨水が廃棄物に触れても浸出水が汚れることはなく、浸出水が処分場の外に流れ出した場合であっても、周辺環境に影響を及ぼすことはありません。 なお、廃止する際は、住民の皆様への説明方法等を含め、あらかじめ町と協議します。
5	屋根の撤去と浸出水処理施設の稼働停止の時期は。 水処理装置は、未来永劫稼働し続けるのか。 処分場廃止後の浸出水の排水ルートは、どうなるか。	屋根の撤去時期は、処分場を廃止する時期と考えていますが、今後の跡地の利用方法によっては、時期が変わることがあります。また、浸出水処理施設は、処分場の廃止まで稼働します。 廃止後の埋立地からの排水ルートは、地下水集排水管から備中沢になりますが、廃止時には、雨水が埋立地に流入し浸出水が発生することのないよう、シートによる覆いを施します。

No.	意見の要旨	県（町）の考え
6	<p>処分場が廃止されるまでの期間、屋根を取り外した場合に汚染が拡大するのではないか。どのように管理するのか。</p>	<p>跡地の利用方法により、屋根の取外しの有無を決めることとなりますが、仮に取り外すことになっても、埋立終了時には、シートによる覆いを施すため、廃棄物が飛散することはありません。また、廃止までの間、シートの内側に配管した上で散水を行い、継続して浸出水処理施設を稼働します。</p>
7	<p>処分場を廃止（水処理施設の停止）する際の要件として、次の項目を追記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 浸出水の健康項目（29項目）と環境項目（8項目）が、環境基準以下となること。 • 浸出水のセシウム134とセシウム137の放射能濃度が、検出限界以下となること。 • 埋立地表面の放射線空間線量が、埋立工事前よりも低下していること。（高い場合は、工事前以下となるよう確実に対処すること。） • 上記について住民説明会を行い、協議によって地域住民との合意形成を図ること。 	<p>埋立終了後、概ね10年間で廃止する計画ですが、その際は国の廃止基準により対応することで考えています。国の基準では、処分場を廃止する場合には、浸出水が2年以上排水基準等に適合するなど、廃棄物が安定した状態になったことを確認する必要があります。</p> <p>また、廃止時には、雨水が埋立地に流入し浸出水が発生することのないよう、シートによる覆いを施します。加えて、覆土には放射線の遮蔽効果があり、処分場廃止時の埋立地の空間放射線量が周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、最終覆土を国の基準50cmを上回る1mの厚さで実施します。</p> <p>廃止する際は、住民の皆様への説明方法等を含め、あらかじめ町と協議します。</p>
8	<p>処分場廃止後は、環境調査は行わないのか。廃止後は何も調査はしないということで町としてもいいか。</p>	<p>埋立終了後、概ね10年間で廃止する計画ですが、その際は国の廃止基準により対応することで考えています。国の基準では、埋立地からの浸出水が2年間以上継続して排水基準等に適合するなど、廃棄物が安定した状態になったことを確認する必要があります。この排水基準は、廃棄物処理法関連省令で規定されていますが、環境への影響を防止できる基準とされています。なお、跡地の利用方法が未定ではありますが、仮に県有地のままであれば、県が土地の管理者として適切に管理していくこととなります。（県）</p> <p>町としても、処分場廃止後は県の責任で管理してもらえると考えています。（町）</p>
9	<p>処分場廃止後の遮水シートの管理は行うのか。</p>	<p>埋立終了時には雨水が埋立地に流入しないようにシートによる覆いを施すため、直接的に雨水に浸されることはないことから、遮水シートには影響はないと考えます。なお、跡地の利用方法が未定ではありますが、仮に県有地のままであれば、県が土地の管理者として適切に管理していくこととなります。</p>

No.	意見の要旨	県（町）の考え
10	処分場廃止は、どのように行われるのか。	処分場の廃止は、埋立地からの浸出水が2年間以上継続して排水基準以下になるとともに、ガスの発生がほとんど認められなくなり、埋立地内部の温度が周辺地中の温度と比べて異常な高温になっていないなど、埋め立てた廃棄物が安定化したことを確認することにより行います。
11	処分場廃止時の埋立地の空間放射線量が、処分場建設前の備中沢周辺の空間放射線量以下となるよう確約してほしい。	貯留構造物、遮水シート及び覆土による放射線の遮蔽効果があり、さらに最終覆土を国の基準 50cm を上回る1 mの厚さで実施することで、処分場廃止時の埋立地の空間放射線量は、周辺環境に影響を及ぼすことがないよう対応します。
12	浸出水処理システムを停止する際の放射能の環境基準値はあるのか。	環境基準としての放射能の項目はありませんが、供用開始から廃止までの間、浸出水の放射性物質濃度の測定を行う等、適切に管理します。

⑨ 安全推進協議会について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	安全推進協議会の構成員は、中立的に人選してほしい。	安全推進協議会は、地元行政区の方や学識経験者、町・県職員等で構成し、県営処分場の運営や管理状況、環境調査の結果等について検証していただき、透明性の高い管理運営に努めていくことで考えています。
2	SPC（特別目的会社）を安全推進協議会の構成員に入れるべきである。また、SPC を監視対象とした実効性のある監視体制確立に努めるべきである。	SPC は県が発注した業務委託の事業者ですので、県は、要求水準書、入札提案書、事業契約書等に従って処分場の整備・運営がされているかモニタリングし、責任を持って指導監督を行います。
3	安全推進協議会の設置の期間はいつまでか。	安全推進協議会の設置期間は、県営処分場の供用開始前から廃止までです。
4	安全推進協議会の権限等の記載がない。実効性のある危機管理システムを考えるべきである。	安全推進協議会は、処分場の安全性や環境保全等に関して共通認識を持って管理運営を監視いただくコミュニケーションの場であり、その協議事項は、地域住民の皆様による監視及び情報公開のあり方、地域住民の皆様の安全確保及び生活環境の保全に関する内容等を考えています。また、供用開始までに、危機管理（事故発生時、緊急時）を含めた運営・維持管理マニュアルを作成します。
5	安全推進協議会の案はあるか。	安全推進協議会は、地元行政区の方や学識経験者、町・県職員等で構成し、県営処分場の運営や管理状況、環境調査の結果等について検証いただく予定であり、県営処分場の供用開始前に設置し、運用を始めたいと考えています。 なお、詳細は、今後県と町で協議します。

⑩ 情報公開について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	町の情報公開について、「必要に応じて」は削除すべきではないか。	町は県が公開したものを全て広報するよう、見直し修正しました。
2	町は、「必要に応じて」ではなく、定期的（毎月）に情報公開すべきである。	
3	<p>搬入管理の結果記録に、次の内容を追記してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入審査時の実施結果について WEB による情報公開を行う。 <p>○公開内容：廃棄物の種類、廃棄物量、放射能濃度</p> <p>※ 供用後から埋立終了までの履歴含む。</p>	<p>第9条第1項に県のホームページ等の広報媒体で公開する旨を追記するとともに、同条第2項にも町のホームページ等の広報媒体で公開する旨を追記し、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入管理の実施結果として、供用後から埋立終了まで、廃棄物の種類、廃棄物量及び放射能濃度について公開します。 埋立管理の実施結果として、供用後から埋立終了までの廃棄物の種類、廃棄物量及び埋立場所の他、定期的実施する埋立地内の空間放射線量率及び残余の埋立量について公開します。 協定締結から処分場廃止までの間、協定文を公開します。
4	<p>埋立管理の作業記録に、次の内容を追記してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立作業の実施結果について WEB による情報公開を行う。 <p>○公開内容：廃棄物の種類、廃棄物量、放射能濃度、埋立場所、残余の埋立量</p> <p>※ 供用後から埋立終了までの履歴含む。</p>	
5	協定決定から処分場廃止までの間、環境保全協定を WEB で公開し続ける旨を追記してほしい。	
6	搬入審査の実施結果、埋立物の種類と量、埋立処分を行った年月日、維持管理上の測定、検査の記録と措置内容、埋立位置の図面を記録し、その記録を廃止まで保管することを義務付ける条文を付け加えること。これらの情報を全て WEB 上で常時公開すること。	<p>第9条第1項に県のホームページ等の広報媒体で公開する旨を追記するとともに、同条第2項にも町のホームページ等の広報媒体で公開する旨を追記し、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入管理の実施結果として、供用後から埋立終了まで、廃棄物の種類、廃棄物量及び放射能濃度について公開します。 埋立管理の実施結果として、供用後から埋立終了までの廃棄物の種類、廃棄物量及び埋立場所の他、定期的実施する埋立地周辺の空間放射線量率について公開します。 別表2の環境調査結果（放射能の測定項目を含む。）について公開します。 実施設計の設計図書については、紙媒体での公開は可能と考えますが、ホームページにおいては、容量を考慮し、公開する範囲を検討します。
7	県は、放射能の測定データを全て公開してくれるのか。町も広報誌で公開してほしい。	
8	実施設計の設計図書等もホームページで公開してほしい。	

No.	意見の要旨	県（町）の考え
9	<p>情報公開は、生データの公開が必要である。また、運営・維持・管理に必要な作業を解析して、作業ごとに標準作業手順書を作成し、これに従って作業を行い記録し、保存する方策が必要である。標準作業手順書の作成・改訂手順、記録書のひな型、記録法、訂正法、保存期間等を策定する必要がある。標準作業手順書及び生データを含むデータは、少なくとも50年の保存は必要と考える。</p>	<p>要求水準書や事業契約書に基づき、供用開始までに、業務毎の作業手順等をまとめた運営・維持管理マニュアルを作成します。</p> <p>このマニュアルを作成する中で、データの保存、情報公開のあり方等について検討を行います。</p>

⑪ 立入調査等について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	<p>町の職員の立入調査の際は、地域住民も同行すべきである。（2件）</p>	<p>立入調査は、町の職員で対応することになります。</p> <p>なお、地域住民の皆様には廃棄物の搬入や埋立状況、施設の運営・維持管理状況等を確認いただくため、住民監視システムを導入することとしています。</p>
2	<p>町は、SPC（特別目的会社）と協定を結び、随時の立入調査権及び緊急時の業務停止命令権を有するべきである。</p>	<p>県は、町の報告徴取及び立入調査に対し、誠実に対応します。また、緊急時には、町に連絡するとともに、適切な措置を講じます。なお、県営処分場であることから、地域住民の皆様の安全の確保及び生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故等が発生した場合には、県が責任をもって、直ちに廃棄物の搬入又は不法投棄された廃棄物の撤去を停止し、適切な措置を講じます。（県）</p> <p>当町に設置されるのは県営処分場であるので、町と県が環境保全協定を締結し、誠実に履行することにより、地域住民の皆様の安全確保及び生活環境の保全を図れると考えます。（町）</p>
3	<p>町の立入調査は、安心を確保するために定期的に行うべきである。そのほか、緊急的なときに、必要に応じて行うべきである。</p>	<p>町が定期的かつ必要に応じて立入調査を行えるよう、見直し修正しました。</p>

⑫ 事故等発生時の措置について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	県及びSPC（特別目的会社）の危機（事故発生時、緊急時）管理マニュアル策定を明記すべきである。	要求水準書や事業契約書に基づき、供用開始までに、危機管理（事故発生時、緊急時）を含めた運営・維持管理マニュアルを作成します。
2	事故が発生した際の明文化されたマニュアルはあるか。	
3	町は、住民保護の立場から、SPC（特別目的会社）に事故発生時の町及び地元住民への通報義務を課すべきであり、事故対応に介入する権限を有すべきである。	事故等発生時には、県から町に報告し、緊急時には県と町が連携し住民の皆様にお知らせする等、必要な措置を講じます。（県） 事故等発生時には、県から受けた報告を住民の皆様にお知らせする等、必要な措置を講じます。（町）
4	放射能濃度の高い浸出水が漏水した場合の対処方法は。	受入廃棄物の放射能濃度が 4,000 ベクレル毎キログラム以下のため、放射能濃度の高い浸出水は発生しません。 県営処分場は、浸出水の漏水が発生しないよう多重安全システムの考え方を取り入れ、幾重にも安全対策を講じています。万が一、漏水が発生した場合、速やかに散水を停止し、高精度の漏水検知システムにより遮水シートの損傷箇所を確認し補修するとともに、周辺環境のモニタリングを行う等、適切な措置を講じます。

⑬ 被害対応について

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	風評被害発生時の農家に対する補償を真剣に考えてほしい。風評被害で野菜の価格が下落しないか心配である。（2件）	憶測に基づく情報や誤った情報の発信が風評を招きかねないため、県は、常に正しい情報を発信し、信頼性の高い管理運営を行って参ります。 県営処分場の整備に当たっては、多重安全システムの考え方を取り入れ、施設・設備（ハード）面、管理運営（ソフト）面の両面において、幾重にも安全対策を講じることとしました。また、処分場稼働した後も、処分場周辺の水質や土壌などのモニタリング調査を定期的実施し、周辺環境への影響がないことを確認し、その結果を公表することにより、風評被害の未然防止に努めます。
2	風評被害の基準と風評被害が発生した場合の補償に関するマニュアルは、いつまでに作成するのか。	
3	放射能で汚染された物が搬入されれば必ず風評被害が発生する。	万が一、風評被害を含む被害が発生した場合は、県が責任を持って補償します。

No.	意見の要旨	県（町）の考え
4	放射能ごみ（放射能濃度 4,000 ベクレル毎キログラム以下）の搬入により放射能の町と言われ、人口減少により町がなくなる。	<p>（前頁からの続き）</p> <p>なお、年度内に、風評被害未然防止や事故等発生時の対応等を盛り込んだ風評被害対応マニュアルを作成する予定です。（県）</p> <p>県に対して安全性の高い施設を建設し、信頼性の高い管理運営を求め、町として正しい情報を発信していくことで風評被害の未然防止に努めていきます。また、環境のまちづくりを推進することにより町のイメージアップをしていきたいと考えます。（町）</p>
5	風評被害が発生し、農作物の価格が下落した場合、町はどのように対応するのか。	<p>風評被害はあってはならないと考えており、正しい情報を発信し風評被害の未然防止に努めていきます。万が一風評被害が発生した場合は、平成 20 年基本協定のとおり県が責任をもって補償してくれることとなります。</p> <p>なお、年度内に、風評被害未然防止や事故等発生時の対応等を盛り込んだ風評被害対応マニュアルを作成する予定です。（町）</p>
6	風評被害、将来への安全性が懸念される。県の言うがままに「放射性ゴミ」持ち込みの町にしないでほしい。	<p>県営処分場では、福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に飛散し、生活環境の中に存在する事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い、更なる安全性を考慮し、4,000 ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を受け入れることとしました。さらに、県に対して安全性の高い施設を建設し、信頼性の高い管理運営を求め、町として正しい情報を発信していくことで風評被害の未然防止に努めていきます。</p> <p>なお、年度内に、風評被害未然防止や事故等発生時の対応等を盛り込んだ風評被害対応マニュアルを作成する予定です。（町）</p>
7	処分場に起因する周辺地下水や土壌等の汚染が発覚した場合には全量撤去する旨の確約を協定に入れるべきである。	<p>処分場の整備に当たっては、多重安全システムの導入により、ハード・ソフト両面において幾重にも安全対策を講じます。</p> <p>万が一、地域住民の皆様の安全の確保及び生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故等が発生した場合は、直ちに廃棄物の搬入等を停止し、適切な措置を講じます。</p>

No.	意見の要旨	県(町)の考え
8	4,000 Bq/kg以下以下の廃棄物の受入れに関し、町民全員に年1回無料でがん検診を行う等の対応はないのか。	一般的には放射線源から「距離」、「遮蔽」をとることにより線量は低減され、影響を抑えられます。環境省の実証実験では24,000 Bq/kgの指定廃棄物を土のう等で遮蔽した場合、10m離れた位置の空間線量は0.07マイクロシーベルトとなり指定廃棄物がない状態と同じ値となります。
9	健康不安に対する対応として、健康診断やがん検診を町が無料で行う等、具体的な対策を講じてほしい。	<p>県営処分場で受け入れる廃棄物の放射能濃度は4,000 Bq/kg以下であり、廃棄物に覆土※することに加え、被覆型の処分場であるため、さらに線量は低減されますので、人の健康への影響はありません。</p> <p>※厚さ50cmの土で覆う場合の遮蔽効果99.8%</p> <p>出典：「埋設処分における濃度上限値評価のための外部被ばく線量換算係数」(2008年 独立行政法人日本原子力研究開発機構)</p>
10	風評被害の発生の有無を調べる指標として、路線価を採用してほしい。	年度内に、風評被害未然防止や事故等発生時の対応等を盛り込んだ風評被害対応マニュアルを作成する予定ですので、その中で路線価の扱いについても検討します。
11	地域住民の健康被害は、想定していないのか。健康被害と風評被害に対する補償を担保するものとして、基金を設置し、県が責任を持って補償すべきである。また、町は、基金設置を県に強く要請すべきである。	<p>風評被害は発生してはならないと考えており、常に正しい情報を発信し信頼性の高い管理運営を行うことにより、風評被害の未然防止に努めます。</p> <p>万が一、風評被害が発生した場合は、県が責任を持って補償します。なお、その方法については、県の諸規程にのっとって対応します。</p> <p>また、一般的には放射線源から「距離」、「遮蔽」をとることにより線量は低減され、影響を抑えられます。環境省の実証実験では24,000 Bq/kgの指定廃棄物を土のう等で遮蔽した場合、10m離れた位置の空間線量は0.07マイクロシーベルトとなり指定廃棄物がない状態と同じ値となります。</p> <p>県営処分場で受け入れる廃棄物の放射能濃度は4,000 Bq/kg以下であり、廃棄物に覆土することに加え、被覆型の処分場であるため、さらに線量は低減されますので、人の健康への影響はありません。</p>

No.	意見の要旨	県(町)の考え
12	大地震が起きた場合は、簡単に二重遮水シートは破れてしまう。	遮水シートは、貯留構造物と一体として動くことから、地震時に遮水シートが損傷することはないと考えています。 万が一の損傷に備え、遮水システムは、多重安全システムの考え方を取り入れ、幾重にも安全対策を講じ、漏水が発生しない対策を施しています。
13	埋立地底面は、不同沈下によって遮水工が破綻する可能性がある。遮水工が破綻した場合、備中沢や地下水の汚染のおそれがあるため、漏えいが生じたときには直ちに運転を停止し、修復をしなければならぬ。	盛土の施工において、沈下が発生しないよう適切に施工することが重要と考えています。わずかな沈下は想定されますが、遮水システムの柔軟性で十分に対応が可能です。 なお、万が一、漏水が確認された場合は、直ちに散水を停止し、高精度の漏水検知システムにより遮水シートの損傷箇所を確認します。その後、埋立廃棄物を掘削し、遮水シートを修復します。
14	廃棄物埋立の際の重機使用により遮水シートへの負荷が大きいと思われるが、遮水シートから水漏れの心配はないか。漏水検知装置が設置されている理由は何か。	遮水シートは、廃棄物の荷重や、重機等の作業も考慮し、必要な強度が確保できるよう設計しています。 また、多重安全システムの考え方を取り入れ、幾重にも安全対策を講じ、漏水が発生しないよう対策を施しています。 なお、漏水検知システムは、万が一、漏水があった場合に検知し、適切な対応が取れるよう、多重安全システムの安全対策の一つとして備えているものです。

⑭ その他

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	騒音、振動、悪臭等については、法令に定められた基準値以下の値であっても、不快に感じる人がいる場合には改善が必要である。	騒音、振動、悪臭等については、住民の皆様が不快に感じることがないように、環境影響評価を踏まえ、環境保全措置を講じます。 住民の皆様から相談がある場合は、県と町で連携して対応します。(県) 騒音・振動・悪臭に関し地域住民の皆様から相談があった場合、町は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法を所管する立場で現地調査を行い、県と連携して対応します。(町)
2	許可申請の広報に関する町の対応が不十分であり、今後の対応が懸念される。	生活環境課は、県が縦覧場所の利便を考え指定した場所であり、従前どおりの事務処理をしました。本協定に基づき、県が公開した内容については地域住民の皆様にご報告していきたいと考えます。(町)

No.	意見の要旨	県（町）の考え
3	町は、放射能ゴミ搬入について、町民に対して正しい知識を発信して賛否を問うべきではないか。	<p>県に対し、安全性の高い施設を建設し信頼性の高い管理運営を求めることで、将来へ安全を確保できると考えています。</p> <p>環境保全協定は、地域住民の皆様の安全確保と生活環境の保全を図るため、県営処分場事業に関して必要な内容を定めることとしており、先日の住民説明会において説明させていただき、概ね御理解をいただいたと考えています。今後とも、できる限り多くの住民の皆様の御理解と御協力を得られるよう努めていきます。（町）</p>
4	環境保全協定書、環境保全計画書及び基本設計書を改定し、放射能に関する対策や配慮を明記してほしい。（2件）	<p>基本設計書や環境影響評価書の事後調査としての環境保全計画書は、法令や条例等を踏まえ策定しましたので、現時点で改定の予定はありません。</p> <p>なお、環境保全協定については、住民説明会や意見募集期間中に提出された御意見等を踏まえ、別表2のとおり、環境調査に放射能に関する項目を追加する等の見直しを行いました。</p>
5	<p>第18条第2項について、次のように変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び町は、この協定に定める事項を変更しようとする場合は、あらかじめ相手方と協議するとともに、住民説明会を行い、協議によって地域住民との合意形成を図るものとする。 	<p>協定並びに搬入管理及び埋立管理に関する定めの変更を行う場合は、住民の皆様への説明方法等を含め、あらかじめ町と協議します。</p>
6	協定の変更を行う場合、地域住民と協議してほしい。	
7	<p>「搬入管理及び埋立管理に関する定め」について、次のように変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本書に定める内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町と協議するとともに、住民説明会を行い、協議によって地域住民との合意形成を図るものとする。 	
8	協定の改定については、町民の同意を得るものとし、その法的手続に言及すべきである。	
9	臨時的・緊急避難的な措置であっても、受入廃棄物を変更する場合は、あらかじめ住民に提案し合意を得てから実施しなければならない。	

No.	意見の要旨	県（町）の考え
10	<p>未来永劫、処分場跡地の放射能測定と土地の利用規制を行うべきではないか。また、住民の安全のために、埋め立てた放射性物質の場所と放射能濃度を詳細に記録して、石碑等に表示する必要はないか。</p>	<p>廃止された最終処分場については、土地の掘削等により生活環境に支障が出ないように、廃棄物処理法により規制することとなります。</p> <p>また、跡地の利用方法については、現時点では未定であり、今後、町と協議を行います。</p> <p>なお、搬入管理の記録や埋立管理の作業記録等は、県が責任を持って保存します。</p>
11	<p>協定書であるから、協議決定は当然の文言であり、第 18 条第 2 項中「協議する」を「協議して定める」に訂正すべきである。</p>	<p>原案は、相手方との協議が調った後に、変更協定を締結することを想定している規定ですが、いただいた御意見を踏まえ、「あらかじめ相手方と協議した上で、変更協定を締結する」に修正します。</p>
12	<p>第 18 条第 2 項中「協議する」を「協議決定する」に修正すべきである。</p>	
13	<p>住民や町の意見による協定案の見直しは、契約金額に変更が生じない程度の見直ししか行われぬのか。現在の住民や、未来（30 年後）の住民の安全安心を確保するために、契約金額が変更されたとしても見直しを行ってほしい。（2件）</p>	<p>事業者との契約金額の変更等にかかわらず、全体の御意見を踏まえ、必要な箇所について環境保全協定（案）を見直しました。</p>
14	<p>SPC（特別目的会社）にも 24 時間対応の受付窓口を設けるべきである。</p>	<p>SPC の問合せ窓口は設けますが、勤務時間内の対応となります。時間外における緊急時の対応については、体制も含め運営・維持管理マニュアルで検討します。</p>
15	<p>県及び SPC（特別目的会社）の夜間及び休業日の管理体制を明記すべきである。</p>	
16	<p>SPC（特別目的会社）に保全協定遵守義務を課すべきである。</p>	<p>SPC が環境保全協定を遵守する義務は、県と SPC との間の事業契約書に明記しています。</p>
17	<p>協定案文の「するものとする」という文末は、正当な理由があればやらなくてもいい、という解釈もあるため、全て「する」に統一することはできないか。</p>	<p>原案における「するものとする」でも義務付けを表現できるものと考えていますが、いただいた御意見を踏まえ、文末を修正します。</p>
18	<p>今までなかった処分場ができるのは心配や不安もありますが、子ども達の安心安全が確保できるよう対応してほしい。</p>	<p>県としては、地域住民の皆様の安全・安心を第一に考え、県営処分場の整備に当たっては、多重安全システムの考え方を取り入れ、施設・設備（ハード）面、管理運営（ソフト）面の両面において、幾重にも安全対策を講じることとしています。</p> <p>また、町と十分協議し、馬頭小学校・馬頭中学校のある市街地や、ひばり認定こども園前を通らないよう、国道 293 号の都橋から県道那須黒羽茂木線のさがりふじ橋付近までを新たに付け替え整備することとしたところです。</p>

No.	意見の要旨	県（町）の考え
19	第1条の「地域住民」は、町民全体が含まれるべきである。	県営処分場事業地内の和見・小口・小砂地区の住民を中心に那珂川町の住民の皆様を対象とします。
20	条文には県、町及びSPC（特別目的会社）の権利関係を、明記すべきである。	県とSPCとの間の権利関係は、事業契約に関する取決めであり、県とSPCとの間の事業契約書に明記しています。なお、事業契約書の条文は、環境保全協定の条文と同様に、当事者を法的に拘束します。
21	地域住民と県の意見が対立した場合、町は、住民の立場に立って交渉してくれるのか。	住民の皆様の意見を確認し、必要に応じ県と協議することになります。（町）
22	PFI事業が行き詰まった場合、SPC（特別目的会社）に中間処理施設の設置等の別の事業を行わせないでほしい。	県は、SPCに対し、県営処分場に係る事業以外の事業を実施させることはありません。
23	住民説明会の質疑応答の時間が短い。参加者からこれ以上意見が出なくなるまで、意見を聴取すべきである。	住民説明会は、広く関係者の皆様に参加していただけるよう町民全体を対象とした説明会の他に、地元行政区を対象とした説明会を開催しました。また、説明会に参加できなかった方や意見が十分に伝えられなかった方等のために、広報誌を新聞に折り込み意見を募集する期間を設けたところです。今後とも、できる限り多くの住民の皆様の御理解と御協力を得られるよう努めていきます。

施設に関する意見

① クローズドシステムについて

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	クローズドシステムと言いながら、埋立地内大気の浄化排出設備がない。開口部にエアカーテンを設置するなど、埋立地内の大気が直接外気中に漏れ出さない方策が必要である。	被覆施設内は、粉じん対策のため必要に応じ散水等を行うことから、廃棄物が飛散することはなく、埋立地内の大気を直接排出しても問題はありませんが、周辺環境に配慮し、換気装置には脱臭フィルターを設置する計画としています。

② 遮水システムについて

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	処分場の運用が終盤になった段階でも、遮水シートの補修は可能なのか。	漏水が発生した場合、散水を停止するとともに漏水箇所を確認し、不具合が発生している箇所を掘り起こして、補修を行います。
2	漏水検知装置で、漏えい箇所の特定は可能か。漏水検知装置の機能の詳細をお示しください。	漏水検知には、電気式漏水検知システムを採用します。上層遮水シートと下層遮水シートの間に検知用電極を、上層シート上部と下層シート下部に供給用電極を設置し、遮水シートの高絶縁性を利用し、電極間の電位差を測定することで漏水を検知します。県営処分場で導入するシステムは、遮水シートの損傷箇所を±1mで特定できる検知精度です。

③ その他

No.	意見の要旨	県(町)の考え
1	安全で安心できるような施設を造ってほしい。	安全性の高い施設の整備、信頼性の高い管理運営、地域との情報の共有、自然と調和した施設整備を行い、多重安全システムを備えた安全で安心できる処分場を造ります。
2	安全で安心して暮らせる処分場にしてもらえようお願いします。	
3	栃木県廃棄物処理計画によれば、栃木県産の管理型産業廃棄物(中間処理施設からのものを含む。)は約3.5万トン/年程度と推定されるため、12年で満杯にならないと考える。60万m ³ の埋立容量は、過剰設備と言える。	直近の管理型最終処分量は、4万トン/年であり、北沢地区の不法投棄物及び覆土量を加味すると、埋立期間12年間で60万m ³ の容量となります。

その他の意見

No.	意見の要旨	県（町）の考え
1	北沢地区の不法投棄物は、投棄から28年が経過した現在、既に安定化しており、撤去する合理性が疑われる。（2件）	平成12（2000）年に不法投棄物の詳細調査を実施しました。その結果、ダイオキシン類や鉛などの有害物質が検出されており、恒久対策として投棄物と汚染土壌の全量撤去が必要と判断しています。平成13（2001）年以降継続しているモニタリング調査の結果からも、投棄地内部の環境は詳細調査時と変化なく、その危険性は変わりありません。不法投棄地内部は、還元状態であるため、今のところ汚染拡大の兆候はありませんが、この状態が変化した場合は、周辺環境への汚染拡大のおそれがあります。
2	県は、北沢地区の不法投棄物問題を解決するため、処分場を建設しているが、このことは行政の適正な判断とは言えない。行政代執行により撤去を行うべきである。	行政代執行による不法投棄物撤去の検討に当たっては、汚染拡大などの緊急性や撤去に要する費用等を考慮する必要があります。 県では、旧馬頭町からの二度にわたる不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の設置要望、さらには、本県における廃棄物の適正な処理施設の確保の必要性等を総合的に勘案し、県営の最終処分場を建設して北沢地区の不法投棄物进行处理する方法が、実現可能な最善の方法と判断して、県営処分場建設事業の実施を決定しました。
3	県から町に対する地域振興支援交付金について、町は、地元行政区のために使うべきである。	地域振興支援については、町が行う「環境と共生するまちづくり」を支援するため、平成27（2015）年度から県営処分場の埋立完了までを計画期間とする地域振興支援計画を平成27（2015）年3月に策定しています。支援地域は、町全体ですが、処分場周辺の3行政区を重点地区としています。 支援の方法は、町が行う対象事業に対し、10億円を上限に交付金を交付するものです。 その他、県では優先実施事業として、県営処分場周辺の道路整備事業（主要地方道 那須黒羽茂木線）や河川整備事業（一級河川久那川）、県営中山間地域総合事業（馬頭中部）を計画的に実施しています。（県） 県営処分場については、町全体として受入れをするものであるため、現在「環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画」に基づいた町づくりを進めているところであります。（町）

No.	意見の要旨	県（町）の考え
4	PFI 事業終了後に、特別目的会社は解散になるのか。	PFI 事業が終了した際には、特別目的会社はその役割を終えることとなります。県との契約期間は、平成48（2036）年12月までとなっています。
5	PFI 方式では、運営上に問題が発生しても、県が直接問題を解決することはできない。PFI 方式にもかかわらず運用形態が県営と言い切れる根拠をお示してください。	<p>PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）において、公共施設の管理者は、知事と規定されています。</p> <p>PFI は、民間事業者の技術力や経営のノウハウ、資金力を活用し、公共施設等の設計、建設、運営、管理を一体的に扱うことができる公共事業の整備手法の一つです。県が事業主体として最終処分場を所有し、管理者として責任を持って事業を進めます。</p>
6	那珂川町はごみで生きる町などと言われる前に、自慢のできる生き方を、町民全体で模索できる、そんな検討をお願いします。	県営処分場の受入れを契機とし、現在「環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画」に基づいた町づくりを進めているところであります。今後も町外に誇れるような環境のまちづくりを進めていきます。（町）

※ 「県（町）の考え」欄は、特段の注記のない限り、県の考えです。



お問い合わせ先

- 栃木県 環境森林部 廃棄物対策課 県営処分場整備室 TEL 028-623-3227 FAX 028-623-3182
Email : keneishobunjyou@pref.tochigi.lg.jp
〃 那珂川分室 TEL 0287-92-1411 FAX 0287-92-1416
- 那珂川町 生活環境課 TEL 0287-92-1110 FAX 0287-92-3699
Email : ksuishin@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

発行

- 栃木県 環境森林部 廃棄物対策課 県営処分場整備室 〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20
TEL 028-623-3227 FAX 028-623-3182
【栃木県ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/> [くらし・環境 ⇒ 廃棄物 ⇒ 県営処分場]

(平成30年9月発行)